

農地の売買・贈与・貸借等の許可申請(農地法第3条)

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会（または知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは、農業委員会事務局までお問合わせください。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。（個人の場合は、①、③～④を満たすこと）

農地法第3条の主な許可基準		
①	全部効率利用要件	今回の申請農地を含め、所有している農地、または借りている農地の全てを効率的に耕作すること
②	農業生産法人要件	法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと
③	農作業常時従事要件	申請者、または世帯員等が農作業に常時従事すること(世帯で年間150日以上)
④	地域との調和要件	今回申請する農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農業生産法人・・・農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されること等の農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農地法第3条許可申請事務の流れ

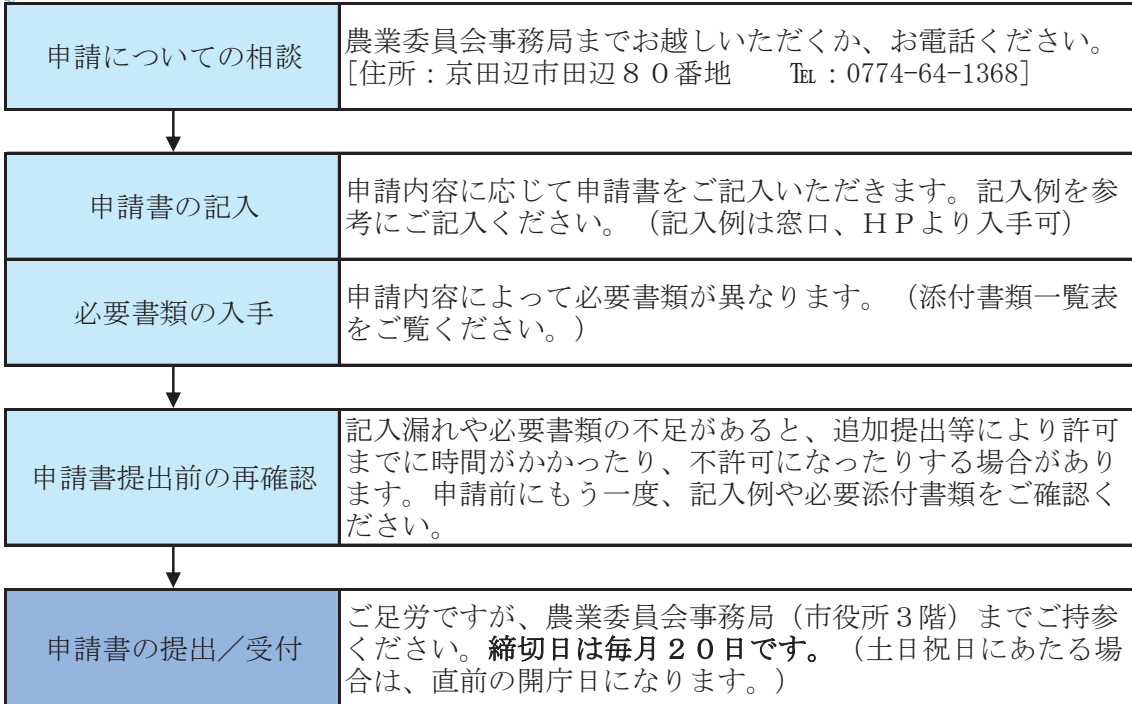
農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

京田辺市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めています。(知事許可の場合は、更に2週間程かかります。)

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。



申請者の方の流れ



農業委員会の流れ

